

平成18年6月7日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会事務局

平成15年3月10日付日本化粧品工業連合会事務局文書「中華人民共和国衛生部の求める化粧品の製造（輸入）販売証明書について」の廃止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、早速でございますが、標題の事務局文書廃止の件であります。

薬事法の一部改正に伴い、平成17年8月4日付薬食発第0804005号厚生労働省医薬食品局長通知「『中華人民共和国向け輸出用医薬部外品及び化粧品証明書の発給について』の改正について」が発出され、証明書の様式として、別紙様式2-1、2-2及び2-3が定められたところであります。

これまで、中華人民共和国衛生部（以下、「衛生部」という。）から、厚生労働省の発給する証明書以外に、製造（輸入）販売証明書が求められたことから、標題の事務局文書によりまして、化粧品の製造（輸入）販売証明書を日本化粧品工業連合会におきまして発行してきたところであります。

しかしながら、この日本化粧品工業連合会の発行する証明書内容と、薬事法の一部改正に伴い定められた前述の厚生労働省証明書別紙様式2-2の内容が重複することから、衛生部に対しまして継続発行の可否につきまして照会したところ、日本化粧品工業連合会の発行する証明書は不要であるとの回答をいただきました。

つきましては、標題の事務局文書を廃止し、衛生部に提出する化粧品の製造（輸入）販売証明書を日本化粧品工業連合会では発行しないこととさせていただきます。

なお、別紙に、経過、理由を記載致しますので、ご一読下さい。

おって、本文書の内容につきましては、日本化粧品工業連合会のホームページにも掲載致します。

敬具

## 別紙

1. 日中二国間協議に基づき、平成14年12月12日付医薬発第1212001号厚生労働省医薬局長通知が発出され、厚生労働省証明書様式として、別紙様式2が定められた。
2. 上記別紙様式2には、製造（輸入）されているものであることは証明されているが、日本国内において販売することを認められているものであることは証明されていない。
3. このことから、衛生部から、厚生労働省の発給する証明書以外に、製造（輸入）販売証明書が求められ、標題の事務局文書により、化粧品製造（輸入）販売証明書を日本化粧品工業連合会において発行した。
4. 薬事法の一部改正に伴い、厚生労働省の証明書様式が、別紙様式2から、別紙様式2-1、2-2及び2-3に変更された。
5. 上記別紙様式2-2には、製造（輸入）されていることに加え、日本国内において販売することを認められているものであることが証明されている。
6. 上記別紙様式2-2の証明内容と、上記3.の証明内容が重複することから、衛生部に対し、日本化粧品工業連合会の継続発行の可否について照会を行った。
7. 衛生部から、日本化粧品工業連合会の発行する証明書は不要であるとの回答を得た。
8. 以上の経過、理由により、標題の事務局文書を廃止し、衛生部に提出する化粧品製造（輸入）販売証明書を日本化粧品工業連合会では発行しない。